

五ヶ瀬町こども医療費助成制度について

① 対象者

入院・入院外ともに『0歳から中学校卒業まで』のこども（五ヶ瀬町に住所を有する）

② 助成内容

無 料（歯科、薬剤含む） ※但し、保険内診療分に限りです。

③ 受給者証の使える医療機関（現物給付）

宮崎県内の医療機関及び熊本県山都町の山口医院、まこと薬局で使用できます。

受診の際には、必ず「健康保険証」と「こども医療費受給者証」の提示をお願いします。

* 年末年始や祝日等に受診した際は、受給者証を提示しても現物給付を受けられませんので、下記④の償還払いの手続きをお願いします。

④ 県外の医療機関を受診した場合（償還払い）

受給者証の使えない県外の医療機関を受診した場合には、こども医療費助成申請書に領収書を添付のうえ請求してください。（※受給者証を提示できず、現物給付を受けられなかった場合を含みます。）後に助成金を指定の口座に振り込みます。（原則、診療月の2ヶ月後の月末支給）

* 申請書は福祉課にあります。申請期間は、受診した月の翌月から起算して1年以内です。

⑤ 受給者証について

受給者証は、医療費助成を受ける為の大切な物です。

中学校卒業まで使用しますので、大切に取り扱いをお願いします。



⑥ 異動があった時

住所（転居・転出）・氏名の変更、医療保険の変更があった場合、受給者証を紛失された場合には、必ず福祉課まで届出をお願いします。

※ 転出により資格を失います。必ず受給者証の返納をお願いします。

健康保険組合や国民総医療費の負担軽減を図るため、ご協力をお願いします。

★ジェネリック医薬品を使用しましょう。

★かかりつけ医を受診しましょう。

★お薬手帳を持参しましょう。

★小児電話相談を利用しましょう。

短縮ダイヤル（NTT のプッシュ回線、携帯電話）#8000 または電話：0985-35-8855

注意事項 保育所や学校等で災害共済給付金制度の対象となるケガで受診する場合は、受給者証は提示せず、学校や保育園等でのケガであることを必ず伝えてください。

不明な点については、下記までお尋ねください。

【問い合わせ先】 五ヶ瀬町役場福祉課 保育所係 TEL 82-1702 FAX 82-1723